

陳情第 1 号

再審法改正を求める意見書採択についての請願

令和 6 年 4 月 2 日付けで受理した別紙の陳情書を、議会運営委員会の決定により配付する。

令和 6 年 6 月 1 7 日 配付

京丹後市議会議長 中 野 勝 友

2024年（令和6年）3月28日

市・町・村議会 議長 様

請願者 京都弁護士会

会長 吉田 誠

〒

京都市

電話

同 再審法改正実現本部（本部長：吉田誠司）

副本部長 田 中 彰 寿

本部長代行 鈴 木 治 一

請願の趣旨

貴議会において、別紙「再審法改正を求める意見書」を採択していただきたく、
請願いたします。

請願の理由

1 現在の再審法の不備について

日本弁護士連合会（以下「日弁連」といいます。）は、「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」（弁護士法1条）という弁護士の使命に基づき、様々な人権擁護活動を行ってきており、その一つとして、無実の罪を着せられた「えん罪被害者」の再審（裁判のやり直し）請求を支援してきました。日弁連の支援事件では、死刑再審4事件（免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件）を始め、これまで18の事件で再審により無罪判決が確定しています。しかし、再審のハードルは極めて高く、現実には、10年、20年、時には人生の大半をかけて、自らの無実を主張するものの、今なおえん罪を晴らすことができずに苦しんでいる人が大勢います。その原因は、再審の手続を定める法律の規定が不十分な点にあります。

再審は、間違った有罪判決で無実の罪を着せられたえん罪被害者を救済するための最後の手段であり、その手続については、刑事訴訟法の第4編「再審」で定められています。日弁連では、これを「再審法」と呼んでいます。しか

し、現在の再審法には、再審の手続に関する規定がほとんどなく、いわば「再審のルール」が整備されていない状態であることから、「再審格差」とも呼ばれる裁判所ごとの格差（事件を担当する裁判官の姿勢によって、えん罪被害者の救済が左右されるという実情）や、手続の長期化という問題を生み出しています。このように、日弁連は、現在の再審法には不備があると考えていますが、その中でも特に次の2つの問題については、早急に改める必要があると考えています。

2 再審請求手続における証拠開示の法制化について

一つは、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠を再審請求人に開示する（利用させる）規定が、現在の再審法には存在しないということです。近時、静岡県の「袴田事件」と、滋賀県の「日野町事件」という社会的に注目される2つの事件で、高等裁判所が地方裁判所の再審開始決定を維持する決定を行いました。これらの事件でも、再審請求の段階で新たに開示された証拠が、再審開始の判断に強い影響を及ぼしています。ただ、これらの事件で証拠開示が実現したのは、裁判所の積極的な訴訟指揮によるものに過ぎず、再審請求手続における証拠開示が制度的に担保されているわけではありません。そのため、仮に、再審請求人にとって有利な証拠が捜査機関の手元にあったとしても、それが再審請求人に開示されることは必ずしも多いとはいえないのが実情です。

しかし、証拠は、捜査機関の個人的な所有物ではなく、真実を発見するための公共財です。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を再審請求人が利用できるようにする仕組みを設けること（再審請求手続における証拠開示の法制化）が不可欠です。

3 再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止について

もう一つは、裁判所が再審開始を認める決定を出しても、検察官がその決定に対して不服を申し立てることが認められていることです。例えば、「袴田事件」では、2014年（平成26年）3月27日に静岡地方裁判所で再審開始決定がなされましたが、これに対して検察官が不服申立てを行ったため、審理が長期化しました。その後、2023年（令和5年）年3月13日に東京高等裁判所で再審開始決定を維持する決定がなされ、これが確定しましたが、この間、9年以上もの歳月が経過しており、元被告人の袴田巖さんは87歳になりました。

しかし、いまだに再審公判（やり直しの裁判）が行われている最中であって、今なお袴田巖さんは死刑囚のままです。また、「日野町事件」でも、20

18年（平成30年）7月11日に大津地方裁判所で再審開始決定がなされ、その後、2023年（令和5年）2月27日に大阪高等裁判所でこれを維持する決定がなされましたが、検察官は、そのいずれに対しても不服申立てを行っています。そのため、再審開始決定から5年以上経過した今もなお再審公判が始まらず、再審請求手続（裁判をやり直すかどうかを決定する手続）が続いている状態です。

このように、再審開始決定に対する検察官の不服申立てが認められているため、審理が長期化し、時には再審開始決定が取り消されて振出しに戻るという事態も生じています。再審開始決定がなされたということは、有罪判決が間違っている可能性があるということです。裁判をやり直すか否かという入口の問題にいつまでも時間をかけるのではなく、速やかに再審公判を開いて、やり直しの裁判の手続を始めるべきです。検察官としても、有罪判決が間違っていないと考えるのであれば、再審公判の場でそのことを主張できるのですから、それで特に不都合はないはずです。したがって、えん罪被害者の速やかな救済のためには、再審開始決定に対する検察官の不服申立ては、法律で禁止されるべきです。

4 日弁連及び当会の再審法改正に向けた取組について

日弁連は、2022年（令和4年）6月16日に、再審法改正実現本部を設置しました。同本部は、2019年（令和元年）10月4日の第62回人権擁護大会における「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」を踏まえ、①再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化と②再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止を含む再審法の速やかな改正の実現を目的としています。そして、日弁連は、2023年（令和5年）6月16日の第74回定期総会において、「えん罪被害者の迅速な救済を可能とするため、再審法の速やかな改正を求める決議」を採択しました。

当会においても、2023年（令和5年）3月23日の臨時総会において、「再審法改正を求める決議」を採択し、同年4月1日には、全国に先駆けて再審法改正実現本部を設置しました。2022年（令和4年）12月18日には、京都府下の全自治体に共催または後援をいただき、第52回憲法と人権を考える集い「#えんざい～『まちがい』と向き合う これからの日本の刑事手続～」を開催するなど、再審法改正に向けた取組を進めています。

しかし、再審法の改正を実現するためには、何よりも世論の後押しが必要です。

5 全国及び京都府の動きについて

「袴田事件」などを契機に、再審法改正の必要に対し、社会の関心は高まってきました。

本年3月11日には、再審法の早期改正実現を目指す超党派の国会議員連盟が設立され、134人の国会議員が入会されました。議連の呼びかけ人には、自民党の麻生太郎副総裁、公明党の山口那津男代表、立憲民主党の泉健太代表、日本維新の会の馬場伸幸代表、国民民主党の玉木雄一郎代表など与野党の幹部の議員が名を連ね、会長には自民党の柴山昌彦衆院議員が就任されています。

全国各地の地方議会における再審法改正についての意見書等の採択も、本年3月21日時点で230議会に及んでおり、その後も増え続けています。都道府県議会では、本年3月21日時点で、岩手県、北海道、山梨県、三重県、静岡県、群馬県の6議会で採択されました。

京都では、向日市、長岡京市、亀岡市、南丹市、京丹波町の5議会で意見書ないし請願が採択されていたところ、本年3月22日には京都府議会において、自民党提案の意見書（参考資料1）が全会一致で採択されました。さらに、本年3月27日には京都市会において、自民党提案の意見書（参考資料2）が、これも全会一致で採択されています。

6 再審法改正を求める意見書の採択のお願い

以上のとおり、京都においても、京都府、京都市をはじめ、複数の地方議会において意見書ないし請願を採択していただいています。再審法改正に向けた動きを一層加速させ、えん罪被害者の速やかな救済を実現するために、是非とも京都府下27自治体全ての議会において、再審法改正の意見書を採択していただきたく、要請させていただいた次第です。

なお、参考として、京都府議会又は京都市会において採択された意見書を同封いたしますので、ご参照ください。

是非ともご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、必要に応じて、当会の担当者がご説明に上がりますので、下記問合せ先までご連絡ください。

ご多用のところ誠に恐縮ですが、何卒よろしくお願い申し上げます。

【本件に関する問合せ先】

京都弁護士会 再審法改正実現本部 事務局長 弁護士 金杉美和

（京都法律事務所・電話 XXXXXXXXXX）